**平成２８年（フ）第４４１３号**
大阪府枚方市渚元町３番24号　デイサービス我が家なぎさ、住民票上の住所大阪府枚方市星丘２丁目20番11―17号
破産者　今野　百樹
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４４３２号**
大阪市西成区玉出西２丁目９番19号　アーバングリーンマンション　102号
破産者　古田　秀文
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４４３３号**
大阪市城東区鴫野東３丁目18番３号
破産者　清水由紀夫こと　清水友紀大
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４４５６号**
大阪府茨木市玉瀬町５番１号
破産者　濱元　由文
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４４７４号**
大阪府吹田市五月が丘東２番Ｂ―319号
破産者　谷岡　明美
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４４９０号**
大阪府吹田市山手町１丁目８番27号（305）
破産者　原田　早苗
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４５００号**
奈良県橿原市地黄町40番地の13
破産者　村田多賀代
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４５３９号**
大阪府摂津市三島３丁目３番21―305号、前住所大阪府高槻市八丁畷町15番16号
破産者　滝川　峰子
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第４５９１号**
大阪市大正区鶴町２丁目20番34―607号
破産者　中村　邦一
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５８３号**
堺市南区御池台４丁24番40号
破産者　鈴木　邦彦
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第８１６号**
堺市西区上野芝向ヶ丘町２丁６番３号　テネリージ向ヶ丘102号
破産者　松本　幸恵(旧姓ムジャヒッド・松岡)
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第８２３号**
大阪府藤井寺市小山８丁目20番11号
破産者　平岩マネキンこと　平岩　之璋
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第４６５号**
神戸市北区菖蒲が丘３丁目14番地の１　403号
破産者　松山　志郎
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第７０７号**
神戸市兵庫区石井町２丁目２番16号、従前の住所神戸市兵庫区会下山町３丁目１番２号
破産者　豊崎　輝子
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第９０１号**
神戸市兵庫区大同町４丁目４番４号　エール大同203号
破産者　𠮷井　正幸
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３７０号**
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古698番地サニーコーポラス208号、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町中野632番地１
破産者　寺脇　　清
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第４２１号**
兵庫県姫路市日出町３丁目24番地12県営姫路日出第２住宅１号棟403号、従前の住所兵庫県姫路市書写1019番地369県営姫路書写鉄筋２―205
破産者　福島　康雄
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第２４０号**
奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目12―16　ラフォーレ三郷弐番館101号室、住民票上の住所奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘４丁目５番17号
破産者　田中　政人
1　決定年月日　平成29年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所